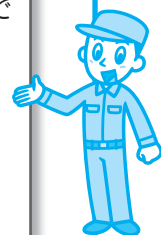


パソコン・携帯電話の回収が始まりました

平成25年4月1日に「小型家電リサイクル法(正式名称…使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)」が施行されたことに伴い、平成26年4月1日から、袋井市でもパソコン・携帯電話の回収を始めました。

◎環境政策課環境衛生係 ☎44-3115



回収対象や回収方法は？

1 回収対象となる機器・回収対象とならない機器

◇回収の対象となるのは、パソコン(ノートパソコン、デスクトップパソコン本体、液晶ディスプレイ、ブラウン管式ディスプレイ)、携帯電話です。購入時に標準で付属しているマウスやキーボード、電源コードなども、一緒に回収します。

◇購入時に標準で付属していないものやプリンターなどの周辺機器、ワープロ専用機は、資源ごみ・埋め立てごみの収集日に「金物・小型電化製品」として出してください。

2 回収方法(次の①～④のいずれかの方法で処分できます)

①拠点回収【無料】… 中遠クリーンセンター多目的広場東側駐車場(袋井市岡崎6635-192)

回収日・時間 毎週日曜日の午前9時～11時(※年末年始は除く)

②窓口回収【無料】… 市役所1階・受付、支所1階・市民サービス課

受付時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時(※祝日、年末年始は除く)

受付方法 ▼市役所1階・受付…受付(総合案内)の職員に、「パソコン・携帯電話の処分のために来庁した」ことをお伝えください。環境政策課職員が受付に伺いますので、お持ちいただいたパソコン・携帯電話をお渡してください。 ▼支所1階・市民サービス課…窓口で、お持ちいただいたパソコン・携帯電話をお渡してください。

※ブラウン管式ディスプレイなど重いものの受け取りは、駐車場で行いますので、窓口までお持ちいただく必要はありません。

③自己搬入【有料】… 中遠広域粗大ごみ処理施設(磐田市新貝59-1)

受付時間 月～金曜日の午前9時～正午・午後1時～4時30分(※祝日、年末年始は除く)

④メーカーや販売店への回収依頼…「PCリサイクルマーク」の貼付があるものは無料、ないものは有料での回収となります。携帯電話の回収は無料です。これまでどおり、パソコンは各メーカーに、携帯電話は販売店に回収を依頼することもできます。

3 注意点

◇回収方法①・②・③では、事業活動に伴って排出されるパソコン・携帯電話は回収しません。

◇回収方法①～④では、「PCリサイクルマーク」の貼付がないパソコンも回収します。

◇パソコン・携帯電話に記録されている個人情報などは、回収に出す前に各自で責任をもって消去してください。

◇パソコン・携帯電話は、自治会ごとに行っている資源ごみ・埋め立てごみの収集日には収集しませんので、ご注意ください。

ご家庭で粗大ごみや大量のごみが出たときは、「自己搬入」をご利用ください

◇平成26年4月から、がれき類を処分する場合を除いて、直接ごみ処理施設に搬入できるようになりました。これに伴い、市役所・支所でのごみの事前確認は必要なくなります。

◎ごみ処理施設へ直接搬入可能なもの

①燃やせるごみ、革製品・その他プラスチック・スポンジ等、粗大ごみ(ソファ、マットレスで金属のバネが入っていないもの、木製家具など)

→ 中遠クリーンセンター(袋井市岡崎6635-192)へ搬入してください。【有料】

②資源ごみ・埋め立てごみ

①缶、金物・小型電化製品、パソコン、携帯電話、乾電池、蛍光灯、ライター、がれき類(少量で、前記の資源ごみ・埋め立てごみと一緒に廃棄する場合)、粗大ごみ(ソファ、マットレスで金属のバネが入っているもの、スチール製家具など)

→ 中遠広域粗大ごみ処理施設(磐田市新貝59-1)へ搬入してください。【有料】

②びん、プラスチック製容器包装、ペットボトル、廃食用油

→ 容器包装資源化センター((株)袋井清掃・袋井市豊沢1905-1)へ搬入してください。【無料】

◎市役所・支所で確認後に、ごみ処理施設に搬入するもの

埋め立てごみ(がれき類) → 中遠広域一般廃棄物最終処分場(森町一宮3603-3)へ搬入してください。【有料】

※本紙と併せて配付している「袋井市ごみの出し方ガイド」では、ごみの回収区分や出し方を詳しく紹介していますので、是非、ご確認ください。

みんなの公園、大切に

春です。暖かい季節になりました。市内の公園で楽しく遊んでみませんか。今回は、公園を安全で快適に利用できるよう、いくつかのルールを紹介いたします。みんなが気持ちよく利用出来るよう、ルールを守りましょう。

建設課公園緑地係
☎ 44-3165



◎守ろう！公園でのルール

◇公園は、子どもから大人まで、多くの人々が利用する公共の場です。誰もが気持ち良く利用できるように、次のルールを守ってください。

- 1 公園の施設は、傷つけたりしないよう大切に使いましょう。
- 2 ごみは持ち帰りましょう。
- 3 草花や樹木を折ったり、持ち帰らないようにしましょう。
- 4 犬を散歩させるときは、リードでつなぎ、フンは持ち帰りましょう。
(犬の散歩を禁止している公園もありますので、ご注意ください)
- 5 ほかの利用者や近隣住民の迷惑となる行為はやめましょう。
- 6 公園内では、花火やたき火をしないでください。



◎バーベキューは、決められた場所で！

◇バーベキューは楽しい反面、火の取り扱いに注意が必要であり、やり方によってはほかの公園利用者や近隣の皆さんの迷惑となる場合もあります。指定場所以外では、行わないでください。

◇バーベキューを行うことができる公園は、「**原野谷川親水公園(愛野)**」、「**虹のささやき公園(小山)**」、「**かわせみ公園(深見)**」の3か所です。

◇バーベキューを行うことができる公園でも、バーベキュー専用の場所以外(橋の下など)では行わないでください。

- 1 バーベキュー専用の場所は、予約制ではありません。
- 2 必要な資材などは、各自でご用意ください。
- 3 ごみや使い終わった炭は、必ず持ち帰りましょう。



◎安全に遊具を利用するために

◇遊具は、間違った遊び方をすると、大きな事故につながる場合があります。遊具で楽しく安全に遊ぶために、次のルールを守ってください。

- 1 0歳から6歳の乳幼児には、必ず大人が付き添ってください。
- 2 雨にぬれた遊具は、滑りやすいので注意しましょう。
- 3 日照により遊具が過熱する場合があります。ご注意ください。
- 4 体調が悪いときは、運動能力や注意力が落ちているので、無理に遊ばないようにしましょう。
- 5 身体能力にあわない遊具(年齢にふさわしくない遊具)では遊ばないようにしましょう。
- 6 壊れている遊具や修理中の遊具、使用禁止の表示のある遊具では遊ばないようにしましょう。

◎公園が泣いています…

◇近年、公園施設へのいたずらや器物破損などが多発しています。市では、快適に公園を利用していただくために、公園の見回り回数を増やしていますが、なかなか減らないのが現状です。

◇公園施設へのいたずらや器物損壊行為は、刑法の器物損壊罪などの適用対象となります。公園施設の損傷や異常を発見された場合は、市役所3階・建設課公園緑地係までご連絡ください。

◇公園は、みんなの財産です。大切に使いましょう。



◎地域の皆さんが、公園管理をお手伝いしてくれています！

◇市内の公園・174か所のうち121か所の公園が、地域の皆さんの公園愛護活動(公園の清掃、除草、施設の簡単な点検管理、トイレ清掃など)により、維持管理されています。ご協力ありがとうございます。